

住宅耐震改修特別控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、住宅耐震改修特別控除を受ける場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

手順3
11ページ
参照

**マイナンバー
(個人番号)を記入する必要があります。**

手順4
22ページ
参照

手順4
20ページ
参照

手順5
24ページ
参照

該当する事項がある方のみ記入します。

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。

○ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。

○ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

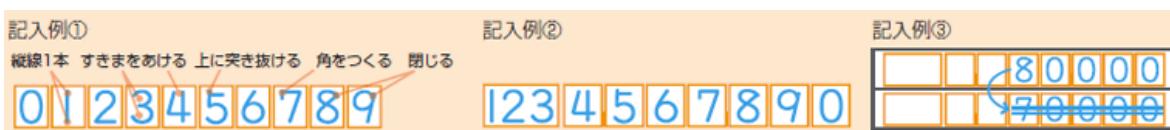
記入例①
縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

- 記載手順については、この記載例で示している「[平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用](#)」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。



【第二表】

(住宅耐震改修に関する事項)

住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額

1,666,000 円

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合で、配偶者（特別）控除や扶養控除に異動がないときは、第二表の⑫～⑯欄のマイナンバー（個人番号）の記入を省略できます。

(参考) 給与所得の源泉徴収票

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る者	住所又は 場所	(受給者番号) (役職名) 氏名(フリガナ) コクゼイ タロウ 名 国税 太郎																	
		○○市△△町×-××-×																	
		種 別		支 払 金 額		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額		所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			原 泉 徴 収 税 額								
		給与・賞与		内 7 千 円 140 000	内 5 千 円 226 000		内 2 千 円 589 196	内 169 千 円 500											
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数									
○ 有 無		老人		特 定	老 人	内 人	内 人	内 人	内 人	内 人	内 人								
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地図保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額											
内 1,073 千 円	196 千 円	105 千 円	000 千 円	21 千 円	000 千 円														
(摘要)																			
生命保険料の金額		新生年金保険料の金額		円 25,000	旧生命保険料の金額		円 35,000	介護医療保険料の金額		円 90,000	新個人年金保険料の金額		円 25,000						
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除の額の内訳		新住宅開始年月日 (1次回目)	年	月	日	新住宅開始年月日 (2次回目)	年	月	日	新住宅開始年月日 (1回目)							
被扶養者		被扶養者		新住宅開始年月日 (2次回目)	年	月	日	新住宅開始年月日 (2回目)	年	月	日	新住宅開始年月日 (2回目)							
被扶養者		被扶養者		(フリガナ) コクゼイ タロウコ 氏名 国税 良子 個人番号	区分	配偶者の合計所得		円	新個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円							
被扶養者		被扶養者		(フリガナ) コクゼイ イチロウ 氏名 国税 一郎 個人番号	区分	1		1	新個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円							
被扶養者		被扶養者		(フリガナ) 氏名 個人番号	区分	2		2	新個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円							
被扶養者		被扶養者		(フリガナ) 氏名 個人番号	区分	3		3	新個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円							
被扶養者		被扶養者		(フリガナ) 氏名 個人番号	区分	4		4	新個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円							
未 成 年 者	外 死 亡 過 故 者	災 傷 者	乙 别	本 人が 障 害 者	寒 風	暴 風	暴 風	勤 劳 学 生	中 途 就 入 退 繩			受 給 者 生 年 月 日							
			別	特 そ の 他	一 般	別	夫	就 繩	就 繩	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
支 払 者	住所(基所) 又は所在地		○○区○○ ×-×-×																
	氏名又は名称		○○産業株式会社 (電話) ××-××××-××××																

【ご注意】

- ◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

【住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成29年4月1日以後用）】

※ この記載例の明細書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

(1 / 3枚目)

**住宅耐震改修特別控除額 の計算明細書
（平成29年4月1日以後用）**

(平成29年分) 氏名 国税 太郎

提出用

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ 平成29年4月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成29年4月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

詳しくは、『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。

なお、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成29年3月31日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成29年3月31日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

I 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	1,666,000 円	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②	400,000	国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きなさい。
(① - ②)	③	1,266,000	
住宅耐震改修工事限度額	④	2,500,000	「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	1,266,000	申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10 %)	⑥	126,600 (100円未満の端数切捨て)	なお、⑩の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きなさい。

II 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	平成 年 月 日	フリガナ
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑧	/	氏名 フリガナ 氏名

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項 (あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)
あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれかが該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きなさい。
障害者（⑩に該当する方を除きます。）	⑩	該当	氏名（ 統柄（ ））
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑪又は⑫に該当する方を除きます。)	⑪	該当	
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きなさい。
(⑫ - ⑬) ※ 50万円を超える場合に限ります。	⑭		
⑭又は (⑭ × ⑧)	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		⑯の金額が2以上ある場合には、⑯の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(⑰ × 10 %)	⑱	(100円未満の端数切捨て)	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【ご注意】

- ◎ 平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をした方のための「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」を使用してください。

【住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 29 年 4 月 1 日以後用）】

(2 / 3 枚目)

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑯	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑰	
(⑯ - ⑰)	⑱	
※ 50万円を超える場合に限りります。		
⑲ 又は (⑰ × ⑸)	⑲	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	⑳	
⑲と⑳のいずれか少ない方の金額	㉑	
(㉑ × 10 %)	㉒	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑲の金額が2以上ある場合には、⑲の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉔	
(㉓ - ㉔)	㉕	
※ 50万円を超える場合に限りります。		
㉖ 又は (㉕ × ⑸)	㉖	
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉗	
㉖と㉗のいずれか少ない方の金額	㉘	
(㉘ × 10 %)	㉙	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉘の金額が2以上ある場合には、㉘の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉚	円
㉛に開じ交付を受ける補助金等の合計額	㉜	
(㉚ - ㉜)	㉝	
※ 50万円を超える場合に限りります。		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉞	
㉟に開じ交付を受ける補助金等の合計額	㉟	
(㉞ - ㉟)	㉟	
※ 50万円を超える場合に限りります。		
(㉝ + ㉟)	㉟	
㉟又は (㉝ × ⑸)	㉟	
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㉟	
㉟と㉟のいずれか少ない方の金額	㉟	
(㉟ × 10 %)	㉟	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥カ 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉟の金額が2以上ある場合には、㉟の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

【ご注意】

- ◎ 平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」を使用してください。

【住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成29年4月1日以後用）】

(3／3枚目)

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	(44)	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
(44)に開き交付を受けける補助金等の合計額	(45)		
(44)-(45)	(46)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きなさい。
※50万円を超える場合は限りません。			
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	(47)		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
(47)に開き交付受けける補助金等の合計額	(48)		
(47)-(48)	(49)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きなさい。
※50万円を超える場合は限りません。			
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	(50)		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
(50)に開き交付を受けける補助金等の合計額	(51)		
(50)-(51)	(52)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きなさい。
※50万円を超える場合は限りません。			
(46)+(49)+(52)	(53)		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥サ 当該対象住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑤又は(53)×(8)	(54)		
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	(55)		⑤の金額が2以上ある場合には、⑤の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
⑤と⑤のいずれか少ない方の金額	(56)		
(56)×10%	(57)		(100円未満の端数切捨て)

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (48+50+53+56)	(58)	円
--------------------------------	------	---

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
○又は認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きなさい。

○ 住宅耐震改修特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

平成29年4月1日以後に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除の計算明細書（平成29年4月1日以後用）」で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。

また、上記の計算明細書のほか、住宅耐震改修証明書などの書類を確定申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

詳しくは、「住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。

【ご注意】

- 平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をした方のための「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」を使用してください。